

歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN16670000

ジルコニア ダイヤモンドバーFG

【形状・構造及び原理等】

成分：作業部…ダイヤモンド砥粒
軸部及び基材部…ステンレス鋼

形状：作業部の形状の違いにより 4 種がある。ダイヤモンド砥粒の粒度の違いにより、それぞれにミディアム、ファインの 2 種がある。

【使用目的又は効果】

ダイヤモンド研磨材で、歯牙、骨等の硬組織及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1)本品を歯科用ハンドピース等に装着する。
- 2)歯科用ハンドピース等により本品を回転させる。
- 3)回転させた本品を被研削物に押し当て、研削、研磨を行う。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース(タービン)メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 3)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 4)注水下でソフトタッチで断続的に使用すること。

【使用上の注意】

- ①指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ②損傷、変形(表面キズ、曲がり)等のあるものは、使用しないこと。
- ③目の損傷を防ぐために、保護メガネ等を使用すること。
- ④本品は【使用目的】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑤本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的付加)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社カム・ネッツ
住 所：〒578-0903
大阪府東大阪市今米 1-17-12
電 話 番 号：072(966)4180
F A X 番 号：072(963)4182
E・M a i l：info@come-nets.net
外国製造所：ダイアスイス
DIASWISS SA
国 名：スイス